

川崎市老人スポーツ大会実施要綱

(目的)

第1条 老人スポーツ大会(以下「大会」という。)は、日頃居室に閉じこもりがちな老人が広いグラウンドで老人なりにスポーツを楽しみ、体力の増進を図るとともに豊かで生きがいのある老後を築き、以って老人福祉の向上を図る目的で実施する。

(委託)

第2条 本事業は、公益財団法人川崎市老人クラブ連合会(以下「市老連」という。)に事業を委託する。

(大会参加資格)

第3条 大会の参加資格者は、川崎市の老人クラブの会員及び本市に居住する60歳以上の者とする。

(大会の運営)

第4条 市老連は、関係行政機関、教育関係機関、医療関係者、町内会連合会等の関係団体の協力を得て行うものとする。

2 市老連は、大会の運営を円滑かつ効果的に行うため、関係者による運営委員会等を設けて企画ないし立案を行い、計画的かつ組織的な運営を図るものとする。

3 大会の実施については「大会開催要領」等を作成し、綿密周到な実施計画のもとに行うものとする。

4 大会の周知については、関係行政機関等の協力を得てその徹底を期するものとする。

(大会の実施)

第5条 大会は、次により実施するものとする。

(1) 参加者

ア 居宅老人の参加を奨励し、施設収容者も参加できるよう配慮すること。

イ 参加者は、自己の身体の範囲内において、適当と思われる種目に応じ競技種目を選ぶものとする。

(2) 実施時期

実施時期は、広く一般の老人が参加できる時期を選び、開催日程は、概ね1日とする。

(3) 競技種目

競技種目の選定にあたっては、次に掲げる事項を留意するものとする。

ア 老人の体力、気力を養うのに適したものであること。

イ 場所、用具、競技方法、競技管理、経費からみて実施が容易であるこ

と。

ウ 協同して楽しみながら、かつ自発性のある競技種目を取り入れること。

(4) 競技の実施

協議の実施については、参加者に競技の内容等の周知徹底を図るものとする。

(5) 事故防止

老人の特性にかんがみ、次にあげる事項に留意するものとする。

ア 医師、その他関係者の看視によって事故防止を図るとともに事故発生に備え、救護班による救急の万全を期すこと。

イ 事故防止のため、競技種目の内容、競技用具の整備等について十分注意すること。

附 則

この要綱は、昭和 58 年 6 月 1 日から施行する。

この改正要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。